

VIII 養子縁組について

委託児童の実親等が、児童を養育することができず、その上子どもの養子縁組を希望する場合には、養子縁組をすることができます。

委託児童を養子にしたいときには、ご家族の間で十分話し合いをされることは言うまでもありませんが、児童相談所の担当者とも良く話し合いをしていただきます。

児童相談所では委託児童の保護者(実親や親族等)の事情や意向を確認する必要があります。また、原則として、委託児童本人の意向も何らかの形で確認しなければなりません。

里親が保護者と直接、養子縁組のことで話し合うことは避けて、必ず児童相談所を介してください。

委託児童と養子縁組する方法としては現在、普通養子縁組と特別養子縁組の2つの制度があります。

どちらの場合も児童相談所と相談のうえ、里親が家庭裁判所へ養子縁組の申し立てをすることになります。

家庭裁判所での調査の後、許可(審判)されたら市町村役場へ届け出て手続きが完了し、里親委託の措置は解除されることになります。

(1) 普通養子縁組について

法律的には親子関係が成立します。ただし、実親との関係が完全になくなると言うものではなく民法上の扶養、相続の関係は継続します。

(2) 特別養子縁組について

普通養子縁組と異なり、実親との親子関係が法律的に断たれることとなるため、縁組の要件が厳格になっています。(戸籍も養裁の実子に近い記載がなされます。)

※ 普通養子縁組と特別養子縁組の概要

ア 普通養子縁組

① 要保護性

② 養親の条件

養親となる者は成人に達していなければならない。(民法第792条)

この場合養親は、配偶者の有無を問わない。

配偶者のある者が未成年者を養子とするときは、その配偶者とともにしなければならない。(民法第795条)

③ 養子の条件

養親より年長、また養親の直系尊属であってはならない。(民法第793条)

④ 戸籍の記載

戸籍には「養子、養女」と記載され、実親、養親の氏名が併記される。(戸籍法施行規則第35条)

⑤ 離縁

養親と養子との協議により、戸籍上の届け出のみで離縁できる。(民法第811条)

一定の理由があるときは、養親側からも養子側からも離縁の訴えを起こすことができる。(民法第814条)

養子は、離縁によって嫁組前の氏に復する。(民法第816条)

イ 特別養子縁組

① 要保護性

特別養子縁組は、養子となる者の実父母による監護が著しく困難又は不相当であることその他、特別な事情がある場合において、子の利益のために必要があると認められるときに成立させる(民法第817条の7)

② 養親の条件

養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、原則として養親になることができない。(民法第817条の3)

満25歳に達しない者は、養親になることはできない。ただし、養親になる夫婦の一方が満25歳に達していない場合においても、その者が満20歳に達しているときは、この限りではない。(民法第817条の4)

③ 養子の条件

養子縁組審判の申し立て時に満6歳未満であること。

ただし満8歳未満であって満6歳に達する以前から引き続き養親となる者に監護されている場合はこの限りではない。(民法第817条の5)

④ 戸籍の記載

実父母の名前は戸籍信本には記載されない。

続柄の欄は「長女 JI 次男」というように実子同然に記載される。

特別養子になった日付とその事実が記載される。

⑤ 離縁

家庭裁判所に対し離縁の訴えができるのは児童本人、実父母、検察官のみに限られる。養親からは訴えはできない。(民法第817条の10)

離縁の要件としては、養親による虐待、悪意の遺棄、その他養子の利益を著しく害する事由がある場合であって、なおかつ実父母が相当の監護をすることができる場合に限られる。(同法同条)

離縁が成立した日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。(民法第817条の11)